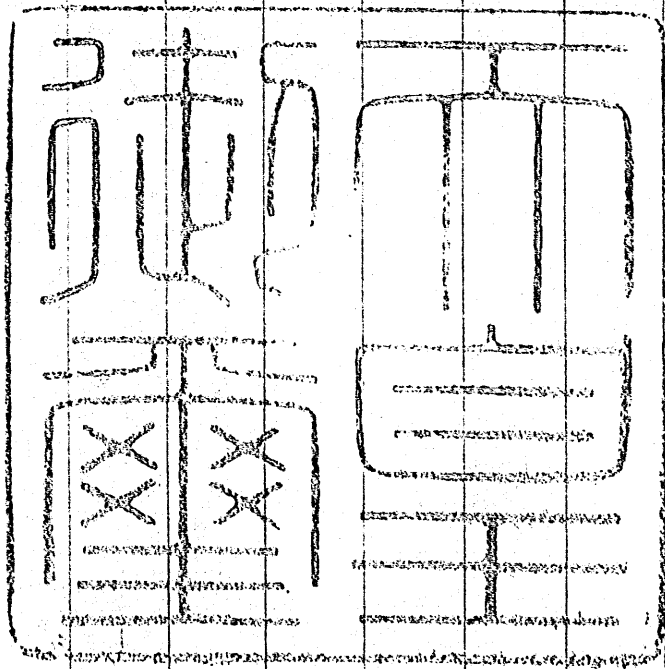


條約第十号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四  
十年十月十八日和蘭國海牙ニ於  
テ第二回萬國平和會議ニ賛同シ  
タル帝國及各國全權委員ノ間ニ  
議定シ帝國全權委員ノ署名シタ  
ル「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戦ニ  
應用スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ  
公布セシム

陛下



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣廣壽西園寺公望  
外務大臣子爵内田康弘

條約第十號

「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル  
條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合  
衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、澳地  
利國皇帝「ボヘミア」國皇帝、洪牙利國皇帝  
陛下、白耳義國皇帝陛下、「ポリヴィア」共和國  
大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利  
國公殿下、智利共和國大統領、清國皇帝陛  
下、格倫比亞共和國大統領、玳馬共和國臨

時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國  
大統領、「エクスアドル」共和國大統領、西班牙國  
皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛  
愛蘭聯合王國、大不列顛海外領土皇帝印  
度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「ガワラマ」共  
和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利  
國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大  
公、「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モ  
ンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴  
奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統

領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波  
斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇  
帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國  
皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、塞爾  
比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國  
皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛  
下、東「ウルクエー」共和國大統領、「ヴェネグエラ」  
合衆國大統領、互ニ其ノ力ノ及フ限戰  
争ニ避クヘカラスル禍害ヲ輕減セムコ  
トヲ希望シ此ノ目的ヲ以テ千九百六年

七月六日ノ「ジュネヴ」條約ノ原則ヲ海戦ニ應用セムト欲シ之ニ關スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ヲ改正スル爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャルド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、コンセイエー、アン

チーム、ド、レガシヨシ、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、ドクトルヨハレネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフ、エツチ、チョート

特命大使ホレエス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローバ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少將、全權公使チャールズ、エス、ス

ペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全

權公使 ジョージ、ビー、デーヴィス

全權公使 ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官 ロケ、ケエン

ツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲

裁裁判所裁判官 ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所  
裁判官 カルロス、ロドリゲス、ラレタ  
奥地利國皇帝「ボヘミア」國皇帝 洪牙利  
國皇帝陛下

「コンセイエーエー、アレンチーム、特命全權大  
使 ゲーテン、メレー、ド、カポスマレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵 シャー  
ル、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會

員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國  
學士院會員、國際法學會名譽會員、常  
設仲裁裁判所裁判官ベルナール  
國務大臣、前司法大臣ジール、ウアン、デン、  
ヒューバー

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞  
國學士院會員、男爵ギョーム  
ボリヴィア、共和國大統領  
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク  
ラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フェルナンド、  
エ、グワチャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判  
官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エツアル  
ド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴ  
イナロフ

大審院檢察總長イヴァン、カラシニコ

ーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガ

ナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグス

ト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使カルロス、コ

ンチヤ

清國皇帝陛下

特命大使陸徵祥

和蘭國駐劄特命全權公使錢恂

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マ

ルセリアン、ヴァルガス

政馬共和國臨時總督

「ハヴァナ」大學國際法教授、上院議員ア



ントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ  
米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、  
クエサダ、イ、アロステグイ  
前「バウアナ」中學校長、上院議員マヌエ  
ル、サンガイリー

丁 抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタ  
ンチン、ブロン  
海軍少將クリスチア、フレデリック  
シエレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル  
「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官  
フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァ  
ハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所  
裁判官アポリナル、テハラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權  
公使ヴァクトル、レンドン



代理公使 エンリケ・ドルシ、イ、デ、アルス  
ア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命  
全權大使 ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ  
ウルーテヤ

和蘭國駐劄特命全權公使 ホセ、ダス、  
リカ、イ、カルヴオ

下院議員、伯爵がブリエル、マウラ、イ、ガ  
マゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外  
務大臣、常設仲裁裁判所裁判官 レオ  
ン、ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官、男爵 デスツール、ホル、ド、コ  
ンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公  
使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設  
仲裁裁判所裁判官 ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使 マルスラ  
ン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外  
領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官特命大使、常設仲裁裁判  
所裁判官、サーエドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、  
サーアーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵ド  
ーナルド、ジュームス、マツケー、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、サーヘン  
リ、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、  
リツォ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判  
所裁判官ジョー、ルジユ、ストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常  
設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マ

チャド

獨逸國駐劄代理公使 エンリケ・ゴメ  
ス、カリリヨ

ハイチ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使 ジャン・ジヨセ  
ス、ダルベマル

宋國駐劄特命全權公使 ジー・ユヌレ  
ジュー

前國際公法教授、「ポルトー・プランス」  
組合辯護士 ピエール、ユゲクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常  
設仲裁裁判官、伊國委員長、伯爵  
ジョセフ、トルニエリ、ブルサテ、ダヴェ  
ルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギ  
ド、ポンピリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コ  
ンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛磨

盧森堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、内閣議長アイヒェン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレ

ー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロア、

エステヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバステア

ン、ベール、ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使フランシスマユエル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」國公殿下

「コンセイエイエー、プリヴェ、アンペリアル、

アクチュエル」佛國駐劄露國特命全權

大使ネリドフ

「コンセイエイエー、プリヴェ、アンペリアル、

露國外務省常任顧問官ド、マルテン

ス

内務

陸

「ゴンセイエー、デタ、アンペリアル、ア  
クチュエル」和蘭國駐劄露國特命全權  
公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄  
兼下抹國駐劄特命全權公使、常設仲  
裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲ  
ルプ

巴拿馬共和國大統領

ベリサリオ、ポラス

「パラグエー」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、  
マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デス、モンソ  
ー、ド、ベルジャンダ

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルグエ、アッ  
シユド、ホーフォール

國務大臣、参事院議員、常設仲裁裁判  
所裁判官テー、エム、セー、アッセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、参事院議  
官、ヨシクヘール、ジ、セ、セ、デ、ン、ベ  
ル、ポール、チュゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍  
大臣、ヨシクヘール、ジ、ア、ローエル  
前司法大臣、下院議員、ジ、ア、ロエ  
フ

秘魯共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、  
常設仲裁裁判所裁判官、カルロス、ジ

エー、カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官、サマド、カン、モムタズ  
サルタホー

和蘭國駐劄特命全權公使、イルツア、

アーメッド、カン、サヂグウル、ムルク

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

参事院議官、ペール、デュ、ロワイヨーム、

前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、



特命全權大使、侯爵デ、ソグエラル  
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セ  
リール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベル  
ト、ドリグエイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレンキレン  
ドル、ベルゲマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、  
マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、プリグエ、アクチュエル、

佛國駐劄特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、プリグエ、外務省常任顧問

問官、常設仲裁裁判所裁判官ドマル

テンス

「コンセイエー、デタ、アクチュエル、侍従

和蘭國駐劄特命全權公使チャリコフ

「サルヴァドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所



裁判官ペドロ、ジリ、マテウ  
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレ  
ス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、参事院議長サヴァ、グルー  
イツチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィツ  
チ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使ミシエル、ミリヂェヴィツチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館参事官セー、コラヂオニドレリ  
陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナ  
リユーバル

瑞典國、「ゴツツ」及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公  
使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、  
ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキョル

ト

前無有大臣、前高等法院評定官、常設  
仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘル  
ネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公  
使ガストレ、カルラン  
陸軍參謀大佐、シエネヴァ、大學教授エ  
ーゼー、ン、ボレル  
「テューリヒ」大學法學教授マックス、フー

ベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、ミニストル、ド、レヴカフ「チュ  
ルカン、パシヤ」  
伊國駐劄特命全權大使レシッド、ベ  
海軍中將メヘメッド、パシヤ  
東「ウルグエー」共和國大統領  
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホ  
セ、バトレ、イ、オールドニエス  
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使

常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペー、  
カストロ

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオル  
トウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト  
認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左  
ノ條項ヲ協定セリ

第一條 軍用病院船即チ傷者、病者及難  
船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ國家

ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶ニシ  
テ開戦ノ際又ハ戦争中其ノ使用ニ先  
チ船名ヲ交戦國ニ通告シタルモノハ  
戦争ノ繼續中ニテ尊重スヘク且捕獲  
スルコトヲ得サルモノトス

右船舶ハ中立港内ノ滞留ニ関シ亦軍  
艦ト同一視セララルコトナシ

第二條 私人又ハ公認セラレタル救恤  
協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ犧  
装シタル病院船ニシテ其ノ所屬交戦

國力之ニ官ノ命令ヲ付シ且開戦ノ際  
又ハ戦争中其ノ使用ニ先チ船名ヲ對  
手國ニ通告シタルモノハ亦均シク尊  
重セラレ且捕獲ヲ免ルルモノトス  
右船舶ハ其ノ艦装中及最後ノ發航ノ  
際當該官憲ニ於テ監督シタルコトヲ  
證明スル同官憲ノ書類ヲ攜帶スヘシ  
第三條 中立國ノ私人又ハ公認セラレ  
タル協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部  
ヲ艦装シタル病院船ニシテ豫メ本國

政府ノ同意ヲ得且交戦國ノ一方ノ許  
可ヲ得テ該交戦國ノ指揮ノ下ニ立チ  
開戦ノ際又ハ戦争中該交戦國ヨリ其  
ノ使用ニ先チ船名ヲ對手國ニ通告シ  
タルモノハ尊重セラレ且捕獲ヲ免ル  
ルモノトス

第四條 第一條第二條及第三條ニ掲ケ  
タル船舶ハ國籍ノ如何ヲ問ハス交戦  
國ノ傷者、病者及難航者ヲ救護援助ス  
ヘシ

各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコトヲ約定ス  
右船舶ハ決シテ戦闘者ノ運動ヲ妨碍スハカラス  
右船舶ハ戦闘中ト戦闘後トノ間ハ自己ノ危険ヲ以テ行動スルモノトス  
交戦者ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢搜索ヲ爲スノ權利ヲ有シ其ノ从助ヲ拒絶シ其ノ離隔ヲ命シ其ノ航行スヘキ方向ヲ指定シ且其ノ船内ニ監督員ヲ

乗込マシムルコトヲ得若事情重大ナルカ爲必要ナルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ハシ  
交戦者ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルハク該船ノ航海日誌ニ記入スヘシ  
第五條 軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一メートル半ノ綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ  
第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一メートル

半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識ス  
ヘシ

前記ノ諸船舶ニ附属スル端舟及救護  
用ニ供セラレハキ小船ハ前二項ニ準  
シテ塗色シ以テ之ヲ標識スヘシ  
病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ジエホ  
グア」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ  
旗ヲ掲ケ又中立國ニ屬スルモノナル  
トキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戦國ノ  
國旗ヲ大櫓ニ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

第四條ノ規定ニ依リ敵ノ爲ニ抑留セ  
ラレタル病院船ハ其ノ屬スル交戦國  
ノ國旗ヲ撤去スヘシ  
前記ノ病院船及端舟ニシテ其ノ享有  
スル尊重ヲ夜間確實ナラシムト欲  
スルモノハ其ノ附随スル交戦者ノ同  
意ヲ得テ其ノ標識塗色ヲ看易クスル  
爲ニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ  
第六條 第五條ニ定メタル特殊徽章ハ  
平時ト戦時トヲ問ハズ同條ニ掲ケテ



ル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル爲ニ非  
サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 軍艦内ニ於ケル戦闘ノ場合ニ  
於テハ病室ハ爲シ得ル限之ヲ尊重庇  
護スヘシ

右病室及其ノ所屬材料ニ付テハ戦争  
ノ法規ニ從フ但シ傷者及病者ニ必要  
ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉スルコト  
ヲ得ス

病室及其ノ所屬材料ヲ自己ノ權内ニ

屬セシメタル指揮官ハ重大ナル軍事  
上ノ必要アル場合ニ於テハ豫メ病室  
内ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ確保シ  
タル上之ヲ處分スルコトヲ得

第八條 病院船及艦内病室力害敵行爲  
ノ爲ニ使用セラルルトキハ其ノ保護  
ヲ失フヘシ

病院船及病室ノ人員力秩序維持及傷  
者又ハ病者防護ノ爲ニ武装シタル事  
實該船内ニ無線電信ノ設備ヲ有スル



事實ハ其ノ保護ヲ喪失スヘキ性質ノ  
モノト認メス

第九條 交戦者ハ中立ノ商船、遊船又ハ  
端舟ノ船長ニ對シ傷者又ハ病者ヲ船  
内ニ收容シ且之ヲ看護スルコトニ付  
其ノ慈悲心ニ訴フルコトヲ得  
右ノ依頼ニ應シタル船舶及自ラ進テ  
傷者、病者又ハ難船者ヲ收容シタル船  
舶ハ特別ノ保護及一定ノ特典ヲ享有  
スヘシ該船舶ハ如何ナル場合ニ於テ

モ右輸送ノ事實アリタルノ故ヲ以テ  
之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ右船舶  
ニ對スル特別ノ約束アル場合ヲ除ク  
ノ外其ノ行ヒタル中立違反ノ行為ノ  
爲メヲ捕獲スルコトヲ得ルモノトス  
第十條 捕獲セラレタル一切ノ艦船内  
ニ在リテ教法、醫療及看護ニ従事スル  
人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト爲スコト  
ヲ得ス右人員カ艦船ヲ退去スルトキ  
ハ其ノ私有ニ屬スル物品及外科用具

ヲ携帶ス

右人員ハ必要アル限ハ列續キ其ノ職務ニ從事スヘク總指揮官ニ於テ差支ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

交戦者ハ其ノ権内ニ歸シタル右人員ニ對シ自國海軍ノ同一階級ノ人員ニ對スルト同額ノ給養及俸給ヲ支給スルコトヲ要ス

第十一條 艦船内ニ在ル陸海軍人及公

務上陸海軍ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ國籍ノ如何ヲ問ハズ捕獲者ニ於テ之ヲ尊重シ且看護スヘシ

第十二條 交戦國ノ軍艦ハ船舶ノ國籍如何ヲ問ハズ軍用病院船救恤協會若ハ私人ニ屬スル病院船商船遊船又ハ端舟内ニ在ル傷者病者又ハ難船者ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 中立國軍艦ニ於テ傷者病者

又ハ難船者ヲ收容シタルトキハ爲シ  
得ル限右人員ヲシテ再ヒ作戰動作ニ  
加ルコトヲ得サラシムヘシ

第十四條 交戦國ノ一方ノ難船者、傷者  
又ハ病者ニシテ他ノ一方ノ権内ニ歸  
シタル者ハ俘虜タルヘシ之ヲ俘虜ト  
爲シタル交戦者ハ事情ノ如何ニ依リ  
或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自國港中立  
港又ハ對手國ノ港ニ送致スルコトヲ  
得此ノ最後ノ場合ニ於テ本國ニ送還

セラレタル俘虜ハ戰爭ノ繼續中服後  
スルコトヲ得ス

第十五條 地方官憲ノ承諾ヲ得テ中立  
港ニ上陸シタル難船者、傷者又ハ病者  
ハ中立國ト交戦國トノ間ニ反對ノ協  
定ナキ限再ヒ作戰動作ニ加ルコトヲ  
得サラシムル様中立國ニ於テ之ヲ抑  
留スヘシ  
入院及留置ノ費用ハ難船者、傷者又ハ  
病者ノ所屬國ニ於テ之ヲ負擔スルモ

ノトス

第十六條 各戦闘ノ後雙方ノ交戦者ハ  
軍軍上差支ナキ限難船者、傷者及病者  
ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ此等ノ  
者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘ  
シ  
右交戦者ハ死者ノ土葬、水葬又ハ火葬  
カ其ノ死體ヲ綿密ニ検査シタル上ニ  
テ行ハルル様監視スヘシ

第十七條 各交戦者ハ死者ニ付發見シ

タル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ證明ス  
ヘキ記號及蒐集シタル傷者又ハ病者  
ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本國官  
憲又ハ所屬陸海軍官憲ニ送付スヘシ  
交戦者ハ互ニ其ノ權内ニ在ル傷者及  
病者ノ留置、移動、入院及死亡ニ關シ通  
報ヲ爲スヘク又捕獲シタル艦船内ニ  
於テ發見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタ  
ル傷者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ  
自用品、有價物、信書等ヲ關係者ニ具ノ

本國官憲ヲシテ傳送セシムル爲蒐集  
スハシ

第十八條 本條約ノ規定ハ交戰國力悉  
ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約  
國間ニノミ之ヲ適用ス

第十九條 交戰國艦隊ノ總指揮官ハ其  
ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ  
綱領ニ準據シテ前諸條ノ執行ニ關ス  
ル細目ヲ定メ且規定ナキ場合ニ付處  
理スハシ

第二十條 記名國ハ本條約ノ規定ヲ具  
ノ海軍及特ニ保護セラレル人員ニ教  
示シ且之ヲ國民ニ知ラシムル爲必要  
ナル手段ヲ執ルハシ

第二十一條 記名國ハ又其ノ刑法不備  
ナル場合ニ於テハ戰時海軍ノ傷者及  
病者ニ對スル掠奪及虐待ノ個人的行  
爲ヲ禁制シ且本條約ニ依リ保護セラ  
レサル船舶カ第五條ニ定メタル特殊  
徽章ヲ濫用スルコトヲ軍事徽章ノ擅

用トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ  
執リ又ハ其ノ立法府ニ之ヲ提案スヘ  
キコトヲ約定ス  
記名國ハ遷クトモ本條約批准後五年  
内ニ和蘭國政府ヲ經テ右禁制ニ関ス  
ル規定ヲ互ニ通告スヘシ  
第二十二條 交戦國陸海軍ノ間ニ戦争  
アル場合ニハ本條約ノ規定ハ艦船内  
ニ在ル軍隊ニ限之ヲ適用スルモノト  
ス

第二十三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批  
准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス  
第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル  
諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署  
名シタル證書ヲ以テ之ヲ證ス  
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛  
テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以  
テ之ヲ爲ス  
第一回ノ批准書 寄託ニ関スル證書



前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認  
證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手  
續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ  
招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟  
スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲  
ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同  
時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知ス  
ルモノトス

第二十四條 記名國ニ非カル諸國ニシ  
テ千九百六年七月六日ノ「ジエホヴァ」

條約ヲ承認シタルモノハ本條約ニ加  
盟スルコトヲ得  
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其  
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟  
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ  
寄託スヘシ  
和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ  
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右  
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ  
第二十五條 本條約ハ正式ニ批准セラ



レタル上締約國間ノ關係ニ於テ「ジエ  
ネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル  
千八百九十九年七月二十九日ノ條約  
ニ代ルヘキモノトス  
千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記  
名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國  
間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スル  
モノトス

第二十六條 本條約ハ第一回ノ批准書  
寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ

寄託ノ讞書ノ日附ヨリ六十日ノ後又  
其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ  
對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加  
盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十  
日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス  
第二十七條 締約國中本條約ヲ廢棄セ  
ムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以  
テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和  
蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證原本ヲ  
爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接

受シタル日ヲ通知スヘシ  
廢棄ハ具ノ通告書カ和蘭國政府ニ到  
達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ  
爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生ス  
ルモノトス  
第二十八條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備  
ヘ置キ第二十三條第三項及第四項ニ  
依リ爲シタル批准書寄託ノ日ヲ加盟  
(第二十四條第二項)又ハ廢棄(第二十七  
條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記

入スルモノトス  
各締約國ハ右帳簿ヲ閲覧シ且具ノ謄  
證抄本ヲ請求スルコトヲ得  
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名  
ス  
千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書  
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄  
託シ具ノ謄證抄本ヲ外交上ノ手續ニ依  
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸  
國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國  
マルシャル

クリーゲ

第二 亞利加合衆國  
ジョセフ、エツチ、チョート

ホレエス、ポーター

ユー、エム、ローズ

デグイッド、ジェーン、ヒル

シー、エス、スプリ

ウィリアム、アイ、ブカナン

第三 亞爾達丁國  
ロケ、サエリツ、ペニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

第四 埃地利供牙利國  
セー、ロドリゲス、ラレタ

メレー  
男爵マツキオ

第五 白耳義國  
ア、ベルナール

ジー、ウアン、デン、ヒューベル

ギー、ヨーム

第六 「ボリヴィア國  
クラウチオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國  
ルイ、バルボサ

エー、リスボア

第八 勃爾牙利國  
陸軍少將グイナロフ

第九 智利國

イヴァンカラシニエーロフ

ドミンゴ、カナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチャ

第十 清國

陸徴祥

錢恂 } 第三十條ヲ留保ス

第十一 格倫比亞國

ホルヘ、ホルグイーン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國

アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

第十三 丁抹國

ゴンザロ、デ、クエサダ

マヌエル、サンガイリー

セー、ブロン

第十四 多米尼カ共和國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カル

ヴァバル

アポリナール、テハラ

第十五 エクアドル國

ヴィクトル、エム、レンドン

エドルシ、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

ドブルヴェ、エル、デ、ウイー

リヤウルーチヤ

第十七 佛蘭西國

ホセ、デ、ラ、リ、カ、イ、カ、ル、ゾ、オ  
ガブリエル、マウラ

レオン、ブールジョア

デスツール、ホル、ド、コンスタン

エル、ルノー

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

レー

ヘンリー、ワード

第百八十八條は左ノ宣言ヲ  
閣下ニ呈シ、英皇陛下ニ  
署名セラルルニ當リ、英皇陛下  
ノ政府ニ於テ、其ノ條ノ意  
用ハルル中、其ノ後ニ於テ  
改定セラルル條ノ間、其ノ  
條ノ意ニ加シテ、其ノ意  
限ルモノト解スルコトヲ  
宣言ス

第十九 希臘國

クレオシ、リツオ、ランガベ

ジョージ、ジュ、ストレイト

第二十 古ワテマラ國

ホセ、チブレ、マチヤド

第二十一 ハイチ國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ

ジー、エス、レジュー

ピエール、エダクール

第二十二 伊太利國

ボンピリ

ジエー、フジナト

第二十三 日本國

佐藤、愛、磨

第二十四 盧森堡國

アイ、シェン

伯爵ド、ヴィレー

第三五 墨西哥國 ジェー、ア、エステヴァ

エヌ、バー、ド、ミエー

エス、エル、デ、ラ、バラ

第三六 「モンテネグロ」國 ノリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三七 「ニカラグ」國

第三八 諾威國 エフ、ハーゲルプ

第三九 巴奈馬國 ベー、ポラス

第三十 「パラグエ」國 ジュー、ヂュ、モンソー

第三十一 和蘭國 ドブルズ、アッシュ、ド、ボーフォール

デー、エム、セー、アッセル

デン、バール、ポール、テュゲール

ジー、アー、ローエル

ジー、アー、ロエフ

第三十二 秘露國 セー、ジェー、カンダモ

第三十三 波斯國

セズ、ダ、ダ、ネー、セ、ド、カン  
サズ、ダ、ダ、ネー、セ、ド、カン

平和會議ニ於テ原語セラレタル赤十字ノ代ニ獅子ノ赤太陽ノ記章ヲ用井少推利ヲ

一留録々

第三十四 葡萄牙國

侯爵デ、ソヴエラル

伯爵デ、セリール

アルベルト、ドリヴェイラ

第三十五 羅馬尼亞國

エドガール、マヴロコルダト

第三十六 露西亞國

ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十七 「サルヴァドル」國

ページー、マテウ

エヌ、プレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國

エヌ、グルーイツチ

エム、ジェー、ミロヴァノヴィツチ

エム、ジェー、ミリチエヴィツチ

第三十九 暹羅國

モム、チャチャデー、ウドム

セー、コラヂオニ、ドレリ

ルアング、ビュヴァナルト、ナリユーバル

第四十 瑞典國

カー、アシユ、エル、ハムマルヌキョルド

ヨハンヌス、ヘルホル

第四十一 瑞西國

カルラン

第四十二 土耳其國

チウルカン

平和會議ニ於テ原籍セラレタル  
赤新月ヲ用ケルノ權利ヲ留保ス



第四十三 「ウルグエー」國 ホセ、パトレイ、オールドニエス  
第四十四 「ヴェネズエラ」國 ジー、ヒル、フォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ  
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ  
於テ第二回萬國平和會議ニ賛同シタル  
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國  
全權委員ノ署名シタル「ジエネヴァ」條約  
ノ原則ヲ海戦ニ應用スル條約ヲ閱覽點  
檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明  
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ  
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵内田康哉